

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

昭和 4 7 年 4 月 1 日
福岡県公安委員会規則第 7 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>目次～第 3 条の 2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条～ 2 (略)</p> <p>3 前項の標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に<u>定める書面又はその写し</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 2 号オ並びに第 3 号カ及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面又はその写し</p> <p>ア 当該車両に係る自動車検査証</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 第 1 項第 3 号クに掲げる者に係る標章次に掲げる書面<u>又はその写し</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(警察署長の行う駐車 of 許可)</p> <p>第 7 条～ 3 (略)</p> <p>4 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書面<u>又はその写し</u>を添付しなければならない。</p>	<p>目次～第 3 条の 2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条～ 2 (略)</p> <p>3 前項の標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に<u>定める書面</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 2 号オ並びに第 3 号カ及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面</p> <p>ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項(道路運送車両法第 5 8 条第 2 項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面(自動車検査証に記録されている電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録をいう。)が出力された書面に限る。以下同じ。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 第 1 項第 3 号クに掲げる者に係る標章次に掲げる書面</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(警察署長の行う駐車 of 許可)</p> <p>第 7 条～ 3 (略)</p> <p>4 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p>

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

第7条の2～第21条 (略)

(道路の使用の許可)

第22条 (略)

2 規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

第23条～様式第78号 (略)

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

第7条の2～第21条 (略)

(道路の使用の許可)

第22条 (略)

2 規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

第23条～様式第78号 (略)